

## 一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙 8 を次のとおり改め、令和 2 年 5 月 7 日から適用する。

2 (4) チ (イ) のうち、「平成 31 年 4 月 22 日から令和元年 5 月 10 日、令和元年 8 月 5 日から令和元年 8 月 16 日、令和元年 12 月 30 日から令和 2 年 1 月 10 日及び令和 2 年 4 月 27 日から令和 2 年 5 月 8 日までの間に該当する日は除く。なお、これらの期間においてはル (ホ) により適用することとする。」を「新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) 附則第 1 条の 2 に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、会社が別に定める日を除く。」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和 2年 4月 28日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理 事 長 渡 邊 大 樹

本州四国連絡高速道路株式会社  
代表取締役社長 酒 井 孝 志